

学校法人会計について

学校法人会計基準は、国または都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての基準として、文部科学大臣が定めたものです。

学校法人の計算書類には、資金の増減内容・金額及び残高の状況を示す「資金収支計算書」、経常的収支と臨時的収支の状況を示す「事業活動収支計算書」、並びに財政状態を示す「貸借対照表」があります。

【資金収支計算書】

1. 資金収支計算の目的は次のとおりです。（学校法人会計基準第6条より）

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

2. 資金収支計算の方法は次のとおりです。（学校法人会計基準第7条より）

（1）資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（第十一条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第十一条において「期末未収入金」という。）について行なうものとする。

（2）資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（第十一条において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第十一条において「期末未払金」という。）について行なうものとする。

【事業活動収支計算書】

1. 事業活動収支計算の目的は次のとおりです。（学校法人会計基準第15条より）

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）

を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。

- (一) 教育活動
- (二) 教育活動以外の経常的な活動
- (三) 前二号に掲げる活動以外の活動

2. 事業活動収支計算の方法は次のとおりです。（学校法人会計基準第16条より）

- (1) 事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。
- (2) 事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。
- (3) 事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに、前二項の規定により計算した事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとする。

【貸借対照表】

〈資産〉

1. 資産の評価は次のとおりです。（学校法人会計基準第25条より）

資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

2. 減価償却は次のとおりです。（学校法人会計基準第26条より）

- (1) 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行なうものとする。
- (2) 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

3. 有価証券の評価換えは次のとおりです。（学校法人会計基準第27条より）

有価証券については、第二十五条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとする。

4. 徴収不能額の引当ては次のとおりです。（学校法人会計基準第28条より）

金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

〈基本金〉

1. 基本金は次のとおりです。（学校法人会計基準第29条より）

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

2. 基本金への組入れは次のとおりです。（学校法人会計基準第30条より）

（1）学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

（一）学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

（二）学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

（三）基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

（四）恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

（2）前項第二号又は第三号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。

（3）学校法人が第一項第一号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。

3. 基本金の取崩しは次のとおりです。（学校法人会計基準第31条より）

（1）学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

（一）その諸活動の一部又は全部を廃止した場合　その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

（二）その経営の合理化により前条第一項第一号に規定する固定資産を有する必要がなくなった場合　その固定資産の価額

（三）前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合　その金銭その他の資産の額

（四）その他やむを得ない事由がある場合　その事由に係る基本金への組入額

学校法人会計と企業会計との比較について

学校法人会計と企業会計との比較

	学校法人会計	企業会計
目 的	教育・研究	利潤獲得
会計処理	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	資金収支計算書	キャッシュフロー計算書
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表